

第51回 国立大学法人信州大学経営協議会 議事要録(案)

日時 平成26年3月27日(木) 14時50分～16時45分

場所 信州大学松本キャンパス本部管理棟 第一会議室

出席者 山沢学長, 荒井, 荻上, 神澤, 小宮山, 花岡, 山浦, 赤羽, 武田, 渡邊, 三浦, 天野,
松川 各委員

オブザーバー 小池, 笹本, 市川, 中村, 濱田 各副学長, 小島, 若林 各監事

欠席者 大和田, 菅谷 各委員

前回議事要録確認

議長から, 第50回議事要録(案)について諮られ, 承認された。

議 題

1 信州大学学則の一部を改正する学則(案)について

議長から, 信州大学学術研究院を設置すること, 学内共同教育研究施設を見直すこと, 学期を半期に分割できるようにすること, 学部学生が本学大学院の授業科目を履修できる制度を廃止すること, 及び聴講生からの願い出による教育職員免許法に基づく教育職員の免許状授与の所要資格の取得に必要な単位修得証明書の交付を廃止することに伴い, 本学則における所要の改正を行うことについて審議願う旨の発言があった。

続いて, 総務課長から, 資料No.1に基づき説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認された。

2 信州大学大学院学則の一部を改正する学則(案)について

議長から, 信州大学学術研究院を設置すること, 学期を半期に分割できるようにすること, 博士課程教育リーディングプログラムとして「ファイバールネッサンスを先導するグローバルリーダーの養成プログラム」を新たに編成するとともに, 「サステイナブルエネルギーグローバル人材養成プログラム」を「サステイナブルソサイエティグローバル人材養成プログラム」に改編すること, 学部学生が本学大学院の授業科目を履修する場合, 科目等履修生の身分とすること, 及び成績優秀学生に係る授業料免除について見直すことに伴い, 本学則における所要の改正を行うことについて審議願う旨の発言があった。

続いて, 総務課長から, 資料No.2に基づき説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認された。

3 国立大学法人信州大学組織に関する規則の一部を改正する規則(案)について

議長から, 信州大学学術研究院を設置すること, 学内共同教育研究施設を見直すとともに, 当該研究施設及び先鋭領域融合研究群を運営する機構を設置すること, 及び部局の定義を改めることに伴い, 本規則における所要の改正を行うことについて審議願う旨の発言があった。

続いて, 総務課長から, 資料No.3に基づき説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認された。

委員からの主な意見等は以下のとおり。

- 一般教育を担当する教員は, どこに所属するのか。
- ◇ 学術研究院人文社会学域の総合人間科学系に所属する。

4 国立大学法人信州大学業務執行組織規程の一部を改正する規程（案）について

議長から、信州大学学術研究院及び機構を設置すること、先鋭領域融合研究群に係る事務組織を定めること、学長が指定する学部に事務部長を置くこと及び各学部に事務長を置き、現行の副学部長補佐（事務担当）を事務長補佐とすること、総務部に人事企画幹を置くこと、研究推進部にアクア・イノベーション拠点支援課（COI 支援課）を、同部の産学官地域連携課に基金室を設置すること、医学部附属病院の企画マネジメント課を経営管理課と、同院の医事課を医事課と医療支援課に改組し、医療支援課に診療情報管理室を設置すること等に伴い、本規程における所要の改正を行うことについて審議願う旨の発言があった。

続いて、総務課長から、資料No.4に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

5 リーディング大学院プログラムの実施に伴う規程等について

- ① ファイバーレスを先導するグローバルリーダーの養成プログラムを履修する学生に係る信州大学授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規程の特例に関する規程（案）
- ② 信州大学大学院博士課程学位プログラム奨励金要項（案）
- ③ 信州大学大学院博士課程学位プログラム学生支援経費に関する要項（案）
- ④ サステナブルサイエティグローバル人材養成プログラムを履修する学生に係る信州大学授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関する規程の特例に関する規程（案）
- ⑤ サステナブルサイエティグローバル人材養成プログラム学生支援経費に関する要項（案）

議長から、大学院博士課程学位プログラムを新たに編成することに伴い、計5本の規程等の改正案及び制定案について一括して審議願う旨の発言があった。

続いて、武田理事から、資料No.5-1から5-5に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

6 信州大学授業料等に関する規程の一部を改正する規程（案）について

議長から、新たな博士課程教育リーディングプログラムの編成及び現行の当該プログラムを改編すること、本学の学部学生の身分を有する大学院研究科の科目等履修生に係る入学料、検定料及び授業料を不徴収とすることに伴い、本規程における所要の改正を行うことについて審議願う旨の発言があった。

続いて、武田理事から、資料No.6に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

7 定年前早期退職募集制度の導入等に伴う規程改正について

- ① 国立大学法人信州大学職員就業規則の一部を改正する規則（案）
- ② 国立大学法人信州大学職員退職手当規程の一部を改正する規程（案）
- ③ 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に係る運用細則（案）
- ④ 国立大学法人信州大学職員の表彰に関する規程の一部を改正する規程（案）

議長から、本法人が準拠する国家公務員退職手当法及び同法施行令の改正を受け、本法人に早期退職募集制度を導入することに伴い、計4本の規程等の改正案及び制定案について一括して審議願う旨の発言があった。

続いて、人事課長から、資料No.7に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

委員からの主な意見等は以下のとおり。

- この制度を、実際に適用されたのか。
- ◇ 昨年の10月から施行されて、文部科学省、経済産業省で実施した。文部科学省では、3人の枠に対して10人まで募集をすとして実施したが、結局0人であった。各大学は、今年から規定化して、文部科学省に準じて実施していくことになる。
- 今回、これで募集を行うのか。
- ◇ まだ、募集はしない。
- ◇ 今回、規程が制定されれば、各省庁の実施に合わせて実施したいと思う。
- 既に、募集した大学もあるようである。

8 職員の給与制度等の改正について

- ① 平成25年4月1日における号給の調整及び現給保障額に係る国立大学法人信州大学職員給与規程の取扱いに関する規程の一部を改正する規程（案）
- ② 国立大学法人信州大学管理職手当細則の一部を改正する細則（案）
- ③ 平成26年4月1日における号給の調整に係る国立大学法人信州大学職員給与規程の取扱いに関する規程（案）
- ④ 平成26年4月1日における号給の調整に係る国立大学法人信州大学職員基本給決定細則の取扱いに関する細則（案）

議長から、職員の給与制度等の改正に伴い、計4本の規程等の改正案及び制定案について一括して審議願う旨の発言があった。

続いて、人事課長から、資料No.8に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

- 9 国立大学法人信州大学特定有期雇用教職員等就業規則の一部を改正する規則（案）について
議長から、寄附講座教員及び寄附研究部門教員を廃止し、特任教員とすることに伴い、本規則における所要の改正を行うことについて審議願う旨の発言があった。

続いて、人事課長から、資料No.9に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

なお、議長から、これらの規程等（案）は役員会の承認を経て、制定する旨の発言があった。

10 第2期中期目標・中期計画における平成26年度計画（案）について

議長から、第49回経営協議会（H25.11.25開催）において中間報告を行った平成25年度計画の進捗状況、その後の実施状況等を踏まえ、今般取りまとめた平成26年度計画（案）の内容について審議願う旨の発言があった。

続いて、市川副学長から、資料No.10-1から10-3に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

なお、議長から、3月31日までに文部科学省へ届け出る旨の発言があった。

また、必要な字句等の修正については学長に一任願う旨の発言があり、了承された。

委員からの主な意見等は以下のとおり。

- 資料No.10-1にある「先鋭領域融合研究群」には、全体で何パーセントの教員が関係するのか。
- ◇ 専任教員が約40名、併任が約80名、協力教員が約40名となる。大学の教員約1,000人のうち、40名が専任教員であり、全体として160名が係わる構想である。
- 各研究所の融合は、具体的にはどういうことを行うのか。

- ◇ 研究群の中でトピックス的なテーマをピックアップして研究所を超えた研究を行っていく。
- 同資料裏面の「出席確認システム」は、全部の学生の活動が一覧で分かるのか。
- ◇ 連続して休んでいる学生をいち早く見つけるのが狙いであり、月単位で2週続けて休んだ学生を拾い出し、担任と副担任に自動で連絡するとともに、本人にはメールを配信し返信をいただいで対応する。全部の授業で実施する必要はなく、大勢が出席する授業や必修の授業を指定して実施する。
- 全部の授業で実施可能ではないか。
- ◇ 将来的にはそうなる。野外でも確認できるポータブルの装置もある。平成26年度からの導入であり、一気に実施するのは無理があるため、平成26年度は一部の授業で実施する。
- 他の大学で、新しく入ってきた学生の1割くらいが予備軍だという話があるがそういうものなのか。
- ◇ そこまで酷くはない。しかし、いち早く学生の状況をつかんで対応したい。出欠を確認するだけのシステムは他大学でもあるが、学生のケアで使うところはそうはない。このシステムは他にも利用ができ、例えば、授業の欠席者の率なども一目でわかるようになる。
- 教員から拒否反応はなかったか。
- ◇ 今は、あくまで学生のケアに使うということで導入している。
- ◇ メンタルヘルス等の問題を抱える学生の早期発見は、重要な問題だと思っている。

1 1 平成26年度予算書(案)について

議長から、平成26年度予算書(案)の内容について審議願う旨の発言があった。
 続いて、武田理事から、資料No.11に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

1 2 平成26年度資金運用計画について

議長から、平成26年度資金運用計画(案)の内容について審議願う旨の発言があった。
 続いて、武田理事から、資料No.12に基づき説明があり、審議の結果、提案のとおり承認された。

1 3 役員の報酬について

議長から、平成26年4月1日付け就任予定の理事に係る役員報酬について審議願う旨の発言があった。
 続いて、人事課長から、資料No.13に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

報告事項

1 平成26年度会計監査人候補者について

武田理事から、資料No.14に基づき、平成26年度会計監査人候補者として、平成25年度に引き続き新日本有限責任監査法人を選定した旨の報告があった。

2 平成26年度信州大学入学志願者の状況について

赤羽理事から、資料No.15に基づき、平成26年度信州大学入学志願者の状況について報告があった。

3 信州大学校友会及び信州大学知の森基金について

学長から、資料No.16-1から16-2及び各パンフレットに基づき、信州大学校友会及び信州大学知の森基金の各事業の内容について報告があった。

4 平成25年度実施大学機関別認証評価評価結果について

市川副学長から、資料No.17に基づき、本年度(独)大学評価・学位授与機構を評価機関として受審した大学機関別認証評価について、同機構から本年3月26日に公表された当該評価結果の内容の報告があった。

委員からの主な意見等は以下のとおり。

- 評価結果の優れた点として挙げられている中に「教員業績評価・給与査定制度に基づき、教員の業績評価が行われ、その結果を処遇に反映している。」とあるが、具体的には給料の上げ下げをどのくらい行っているのか。
- ◇ 給与表で旧の1号俸が新では4号俸になっており、一番成績の良い者は「S」として6号俸(旧の1.5号俸)上げ、次の「A」のものは5号俸(旧の1.25号俸)上げるといったことを、業績評価に基づいて行っている。
- 何パーセントくらいの者が上がっているのか。
- ◇ 「S」が10パーセント、「A」が30パーセント近くおり、合わせて40パーセントくらいである。制度的な課題として、インセンティブ手当等の検討が必要だと考えている。

5 理事について

学長から、資料No.18に基づき、平成26年4月1日から附属病院長の交代に伴い本郷次期病院長に理事(病院担当)及び副学長(保健管理担当)に就任いただくことについて報告があった。

フリーディスカッション

議長から、新聞記事に基づき、本年4月から「学術研究院」及び「先鋭領域融合研究群」の運用を始めること、また、参考資料No.1-1に基づき、国立大学のミッションの再定義で先行3分野(医学、工学、教員養成)以外の分野(人文科学、社会科学、理学、農学、保健系)の文部科学省から示された個票案について、参考資料No.1-2に基づき、信大改革の全体像について説明があり、ディスカッションが行われた。

委員からの主な意見等は以下のとおり。

- 4月から運用の始まる「学術研究院」での人事の一元的な運用は、具体的にはどのような形で運用されるのか。
- ◇ 学術研究院は、教員の人事マネジメント、研究マネジメント及び予算決算に関するマネジメントを中心に行っていく。人事マネジメントは、各学系から5年程度の人事計画を出してもらい、役員と学系長で構成する学術研究院会議で全学的な人事マネジメント戦略の検討を行う。また、学術研究院会議へは、具体的な採用の理由や基準を示してもらい、場合によっては条件を付すなどする。それを受けて、各学系で具体的な人事を進めていく。採用決定時にも、方針に沿って採用されているか学術研究院会議でチェックを行う。教員の戦略的配置については、全学的な観点で設計していくことが重要だと思っている。
- 学長、理事、学系長で構成する学術研究院会議で具体的な人事を決定するということですね。

- ◇ 各学系から計画を提出して審議し、承認されたら個別の具体的な選考を実施して、それを最終的に学術研究院会議でチェックしてから学長の発令という手続きになる。
- この学術研究院は、信州大学の長い歴史の中でも画期的なものである。今までは、学部中心できていたが、学問分野の変化、企業の事業や組織の変化に対応し大学も変わってほしいというのが社会の要請として表れてきている。信州大学が学術研究院を作り、学部を越えた協力を進め、良い教育研究を行うことは画期的なことであるので、昔の学部自治の時代が良かったと反対するものも相当いるかと思うが、是非、うまくいくよう努力していただきたい。
- ◇ 今まで、学部自治の根幹は人事の自治にあり、学長も口出しできなかったが、今回、この制度を作ったことにより、学長のリーダーシップが戦略的に発揮できるシステムとなるので、形骸化しないように取り組んでいきたい。
- ◇ 各学系で展開する教育研究にどういう人材がほしいということを、他の学系長も集まっている中で聞くことができ、そういう中で、そのポストが必要だという議論をすることが非常に大きい意味のあることである。新潟大学の前の学長も、その点は非常に手間がかかるが、1年以上しっかりやると、だんだん慣れてきて、透明性が高まってくると言っていた。人材の必要性について、透明性を高めるところに期待をしている。
- 他大学のモデルになるよう頑張ってください。
- 国全体の大学改革の動き、それを受けての信州大学の取組みがしっかりされているが、是非、全体の流れに対して信州大学がどういう位置付けで取り組んで行くか、その全体の取組みを構成員に広めていただきたい。学長選考会議には、大学のガバナンス改革で学長のリーダーシップが発揮しやすいよう、選び方その他を工夫するようミッションを受けている。学長選考会議の立場としては、信州大学の発展にとってふさわしい学長を選んでいくことと、社会が納得する形で学長を選んでいきたい。大学には大学の特色もあるが、同時に、取り巻く環境が激変しているから、学長の選び方も変わっていくということ、できるだけ多くの方に理解していただきたい。また、外部のステークホルダーにも理解を得られるようにしていく必要もある。学内においても、学長と理事の努力を多くの方に理解していただくよう、従来以上に丁寧にやっていただきたい。
- ◇ ガバナンスとか学長のリーダーシップと言われている中で、多分散型の信州大学が教育研究に関する人事マネジメントを一元化したシステムを作ったということは大きなことだと思う。半年くらい運用していくと、効果も出てくると思う。そうすれば、言われているガバナンスの問題もすんなりといくのかと思う。
- 信州大学は、いくつかの大学の集まりというイメージが強い。学生も大学の帰属意識より、学部への帰属意識が強い。それが良くも悪くも信州大学の特色だったが、随分改善される方向に向いていると思う。学術研究院構想が、まさにその一つで、「オール信大」を、是非、目に見える形で実現していただきたい。

次回以降の開催について

平成26年 6月20日(金)

平成26年11月27日(木)

平成27年 2月 2日(月)

平成27年 3月27日(金)

開始予定時刻は、何れも14時以降 会場は、松本キャンパスを予定

以上